

平成18年度第2回東京都税制調査会

議事録

日 時 平成18年11月27日(月)

場 所 都庁第一本庁舎 南側33階特別会議室S6

平成18年度第2回東京都税制調査会

平成18年11月27日(月)10:02~11:09

都庁第一本庁舎 南側33階特別会議室S6

開会 午前10時2分

【税制調査課長】 本日はお忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。
間もなく開会させていただきますが、その前にお手元に配付させていただいた資料のご確認をお願いしたいと思います。

まず、左側に第2回東京都税制調査会次第、座席表、東京都税制調査会委員名簿、東京都税制調査会小委員会委員名簿、東京都税制調査会設置要綱、同じく運営要領、こちらが一つの束となっております。

次に右手の方になるのですが、冊子となっております平成18年度東京都税制調査会中間報告(案)、右肩に資料1と振ってあります平成18年度東京都税制調査会中間報告(案)の概要、同じく資料2とあります検討事項、同じく資料3とあります小委員会の開催経過、これらが一つの束となっております。

資料は以上ですが、お手元にそろっておりますでしょうか。よろしいですか。

よろしければ会議を始めさせていただきたいと思います。

それでは神野会長、よろしくお願いたします。

【神野会長】 それでは平成18年度の第2回目になりますが、東京都税制調査会を開催したいと存じます。

本日は天候が不順な折にもかかわらず皆様ご参集いただきまして、本当にありがとうございます。

お手元にお配りしております中間報告(案)につきましてご審議をいただくのが、本日の会議の主要な目的でございます。当調査会の中間報告としてこの案をまとめさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

それでは第1回目の総会以降、当調査会の委員に異動がございました。議事に入ります前に事務局の方からご報告をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

【税制調査担当参事】 それでは本年度第1回総会以降に当調査会の新任委員として就任をされました皆様方を事務局よりご紹介申し上げます。

まず、柿沢未途特別委員にかわり就任をされました東京都議会議員の山下太郎特別委員でございます。

続きまして8月に逝去されました前品川区長の高橋久二委員にかわり就任をされました大田区長で特別区長会会長の西野善雄委員でございます。

新任委員の紹介は以上でございます。

【神野会長】 ありがとうございます。

新たにご参加いただきます委員の皆様方には心からご協力をお願いするものでございます。よろしくお願いたします。

それではこれより議事に入りたいと思います。

これ以降の議事につきましては、運営要領第2の5によりまして非公開にさせていただきたいというふ

うに考えておりますが、委員の皆様方からご異議がなければそのようにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【神野会長】 それではそのようにさせていただきます。

これ以降の議事につきましては非公開とさせていただきますので、大変恐縮でございますが、関係者以外の皆様方につきましてはご退席をお願いしたいというふうに住じます。

(プレス関係者等退席)

【神野会長】 それではこれから平成18年度東京都税制調査会の中間報告(案)の説明に入らせていただきます。

事務局の方から説明をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

【税制調査担当参事】 それでは本年度の中間報告(案)の概要につきまして、私の方からご説明をさせていただきます。恐れ入りますが着席にてご説明をさせていただきます。

お手元の資料の平成18年度東京都税制調査会中間報告(案)、一番厚い冊子でございますけれども、こちらの方をまずごらんいただきたいと思います。

表紙をおめくりいただきまして目次がございますが、目次の後に1ページの「はじめに」というところがございますので、まずそちらの方をごらんいただきたいと思います。

この「はじめに」におきましては、本年度から都税調の運営方法が変わったことにつきまして最初に触れてございまして、これまでの単年度ごとに答申を出すというスタイルを改め、中間報告を行いつつも、委員の任期である3年間を通じた検討結果を答申として取りまとめていくこととしたと説明をしております。

次に本編が中間報告に位置づけられるものであることを述べた上で、当調査会がこれからの地方税制のあり方を検討するに当たっての基本的認識を共有することを目的として、今後の地域社会や地方行財政のあり方について議論を行ったこと、また法人課税をめぐる議論が我が国税制の最大の関心事になっている現状にかんがみ、本年度は地方法人課税のあり方について優先的に議論を行ったことを説明してございます。

この「はじめに」の後には本文が続きますが、恐れ入りますが本文につきましては別の資料、資料1とありますが、平成18年度東京都税制調査会中間報告(案)の概要に基づきまして説明をさせていただきます。

最初に「1 国・地方の役割・責任と地方税財政制度のあり方」についてでございます。

まず(1)では、ゆとりと豊かさを実感できる社会を目指して分権改革がスタートしたものの、その後の三位一体の改革は地方分権改革本来の趣旨からはほど遠い不十分な改革であったとしております。

(2)では、地方分権改革を本来あるべき軌道に乗せるためには、国・地方の役割分担を明確にし、地方の行政運営の自由度をふやしていく必要があるとしています。

(3)では、人口減少社会の到来により、住民生活に密着した分野における新たな行政需要が高まっていること、大都市には都市特有の莫大な行政需要が存在することから、地方自治体が果たすべき役割はますます重要になっていると述べております。

そして(4)では、地方がその役割を果たしていくためには、地方税財源の充実確保が必要不可欠であり、引き続き税源移譲を進めるべきであると指摘しています。

(5)、(6)では税源移譲を行い、地方がその役割を適切に果たしていくためには民主的な運営が求められるとの観点から、住民参画及び地方の意見の反映の二つが前提条件になると指摘をしております。

次に「2 地方法人課税の根拠と課題」についてでございます。

ここでは法人事業税、法人住民税それぞれの概要、沿革、性格を分析し、その課税根拠を明らかにすることを目的としております。

(1)では、法人事業税について、法人の事業活動と地方の行政サービスとの幅広い受益関係に着目し、その受益の程度に応じた税負担を求める応益原則を理論的根拠とする物税であると述べております。

(2)では、法人住民税について、地域の構成員である法人が個人と同様に行政サービスに係る経費を広く分かち合うという考え方に基づいた税であるとしています。

次の(3)は、法人課税をめぐる昨今いろいろと議論がなされていることを地方法人課税の課題として整理し、それに対する考え方を述べております。

一つは、経済成長の維持や企業の国際競争力を強化する観点からの、いわゆる法人課税負担の引下げ論でございます。これにつきましては法人実効税率だけではなく、社会保険料の事業主負担等も加味した国際比較を行うべきであること、また、地方の法人課税負担割合が高いことが問題視されている議論もありますが、国際競争力等の観点からは、あくまでも国と地方をあわせた負担の大きさが議論されるべきであると述べております。

いま一つは、法人二税の税収の不安定性や地域偏在性を根拠とした地方法人課税の抜本的見直し論でございます。これにつきましては短期的な増収傾向だけでなく、中長期の視点に立って判断する必要があること、現実の企業活動に地域的な偏りがある以上、大都市部に税収が集中することはやむを得ない面があること、偏在性の問題は個別税目で解決するのではなく、他税目との組合せや地方交付税の配分等を含めた、地方税財政制度全体の中で検討すべきであることを述べております。

次に「3 地方法人課税の今後のあり方」についてでございます。

(1)では、まず地方法人課税は法人が事業活動を行うに当たりさまざまな行政サービスの提供を受けていることから、その経費を分担すべきという考え方に基いて課税されるものであるという、基本的な考え方を述べております。そして少子・高齢社会への対応など、地方の財政需要の増大が見込まれる中で、地方法人課税は分権社会を支える重要な財源であり、廃止・縮小という選択肢はあり得ないとしています。さらに国税である法人税の政策減税等を国が行う場合は、地方法人課税税収への影響を遮断・緩和する措置を国の責任で講ずるべきと述べております。

次の(2)それから(3)ではそれぞれの税のあり方について各論的に述べてございます。

(2)の法人事業税については、外形標準課税について中小企業等に配慮しつつ、その割合を高めていくことが望ましいとしています。

(3)の法人住民税については、地方自治の本旨にかなう税として今後とも重要な役割を果たしていくことが求められるとしています。

(4)は、地方法人課税の分割基準について、そのあり方を述べた部分でございます。分割基準は複数

の自治体にまたがって事業活動を行う法人に対する課税権の帰属を調整するための指標であるという意義を確認した上で、法人事業税の分割基準については、事業活動、事業規模と都道府県の行政サービスとの受益関係を的確に反映し、簡便かつ明白な指標であることが望ましいとしています。また、法人住民税の分割基準については、地域の構成員として行政サービスの費用を負担するという課税根拠を踏まえ、法人事業税と同様に事業活動と行政サービスとの受益関係を反映する指標を用いるべきであるとし、現在用いられている従業者数は、このような条件を満たす指標としておおむね妥当であり、今すぐ見直す必然性はないとしています。さらに今後、事務所数の指標が無理やり導入されることがあるならば、それは分割基準を地域間の財源調整の手段として活用するもので、不適当であるとしています。

恐れ入りますがお手元の資料、先ほどの厚い資料でございますが、そちらの方にお戻りいただきまして、24ページの「おわりに」をごらんいただきたいと思います。

ここでは当調査会が、地方法人課税はゆとりと豊かさを実感できる社会の実現のために不可欠な課税であるとの基本的認識に立ちながら、今後もそのあり方について検討を深めていくと述べるとともに、地方法人課税が有する重要な意義を無視ないし軽視するような動きが顕在化した場合には、適宜、緊急提言等を行っていくとの決意を述べて中間報告（案）を締めくくっております。

以上をもちまして本年度の中間報告（案）の概要についての説明を終わらせていただきます。

【神野会長】 どうもありがとうございました。

ごらんいただいておりますように、この中間報告は大きく二つからなっております、一つは国と地方の役割・責任と地方税財政制度のあり方。さらに2、3と地方法人課税を中心に根拠やそれから今後のあり方の方向性を示したという内容になっております。

こうした中間報告の経過をとったということは、今年度、新たにスタートしたこの都税制調査会は少しこれまでのやり方とは方針を変えて、3年間でまとまった答申を出す。毎年毎年はそれぞれ検討した結果を中間報告としてまとめていくという趣旨に鑑みてこういう形態をとったということが一つでございます。

内容を見ていただきますと、小委員会でもってかなり緻密に検討をしていただきまして、地方税財政の問題・地方分権の問題やそれから法人課税の問題を検討してきました。また事務局の方には、かなり調査や研究を着実に行っていただいた成果としてまとめていくことができたというふうに考えております。

皆さんご案内のとおり、地方分権改革は1993年、平成5年に国会決議をして以来、2000年の地方分権一括法で機関委任事務が廃止され、昨年には三位一体改革でひとまず税源移譲と機関委任事務の廃止という二つのテーマはどうかになし遂げたのですけれども、今後、分権も地方財政の方向性も進むべき道に霧がどうも立ち込めていて、どちらの道に進んだらいいのかということすら霧の影響でわからなくなっているというような状況だろうと思います。

そういうときに私たちがやっておくべきことは、車からおりてもう一回地図でもって自分の位置と進むべき方向を確認し、ハンドルを切っていくということが重要だろうと思ひまして、法人課税や地方分権のあり方などについて小委員会の方で基本的な論点を詰めたというのが、今年度の中間報告になっているかというふうに思います。

中間報告につきましては、青木小委員長の方から補足してご説明していただければと思いますので、よ

ろしくお願いいたします。

【青木（宗）委員】 青木でございます。本年度も小委員会のすばらしい先生方のお力によって取りまとめができたわけですが、本年度、今、会長の方からご案内ありましたように、全体的に言いますと国と地方の動向、そういうことなのでございますけれども、私の方からもう少し具体的に伺いますか、東京都に必要なことを少しお話させていただきたいと思っております。

ご案内のように東京と地方財政という問題で言いますと、当然にこの地方法人課税の問題が出てきておりました、この第1部にしろ第2部にしろ、いずれもやはり東京都が答えを出さなければいけないという問題でございます。すなわちこれから分権をして、今、会長がおっしゃったように、一度車からおりて今どこにいるのだろうかという、あるいはこの先どっちに進むのだろうかということを考える場合に、地方全体の中で東京都の占める割合と伺いますか、地位と伺いますか、特に地方法人課税がそのときに着目されるわけでございます。

それについて今回、1部、2部を通して、まだ明確にお答えを出しているわけではないのですが、この先3年間を通してそのお答えを出させていただく上での基礎的なところを今回やらせていただいたということでございます。ですので、繰り返しになりますけれども、今年については少し理論的と伺いますか、アカデミックと伺いますか、土台をつくったと。来年、再来年とその土台の上にももう少し具体的な答え、つまりもうちょっとはっきりと申し上げますと、税源の格差の問題、地方法人課税に基づく税源格差をどう考えるのだろうか。あるいは地方法人課税と経済成長の関係、あるいは国際競争力の関係、このあたりについて来年、再来年ももう少し実証的、具体的な研究をしていければというのが今回でございます。

それともう一つ、地方法人課税を取り上げました以上、これから年末にかけて相当に、今、国と地方の戦いと伺いますか、あるいは法人課税の、具体的に言いますと減税をどうするのだろうか。それに伴って地方税収が減収になってしまうのをどう考えたらいいのだろうか。これが恐らくこれから1カ月ぐらい、大問題になっていくわけで、その際には、都税調としても具体的な提言をしていくべきだろうと私は思っておりますけれども、その際に土台になるのが今回お出しさせていただいた基礎的なところであるというふうにご理解をいただければと思っております。

私の方からのご説明は以上です。

【神野会長】 どうもありがとうございました。

それでは中間報告（案）の審議に入りたいと思っておりますが、本日はこの中間報告（案）の全体につきまして、委員の皆様方のご意見を伺った上で、今年度のこの調査会の活動の結果として中間報告に取りまとめたいと思っております。なお、伺ったご意見につきましては、今後の当調査会の議論に生かしながら、2年後をめどに取りまとめることになっております答申の方に反映させていきたいと思っております。

それではご意見をいただければと思っておりますので、どなたからでも結構でございますが。

よろしくお願いいたします。

【東村委員】 特別委員の東村でございます。

大変よくまとまった中間のまとめだと思えました。その中で何点かちょっとご質問も兼ねて、また意見も兼ねて述べさせていただきたいと思っております。

1点目は大きい1番の（6）地方の意見を反映させるための仕組みづくり、冊子で言いますと7ページ

に当たります。ここでも明確に書かれているのですけれども、この国と地方の協議の場を設けられているけれども、これは実際には十分に機能しているとは言いがたい、機能はしておりません。またその中でこの地方の意見を確実に反映させていくため、実効性のある新たな仕組みづくりが必要であると書かれているのですけれども、この地方の分権ということを議論する中で、一方的に国の立場で議論を進めていくのが、今の審議の方法であります。ほとんどの委員が国の立場から物事を考えている。したがって、私はこの地方分権ということを論ずるのであれば、国の側の委員とこの地方から出てきた委員が50・50で議論しなければならないと前から思っております。ほとんどの委員が国の立場から物事を考えている中で、でき上がったものをどうですか、と事後の協議の場で言われても、なかなか覆すのは難しいと思うのです。そこでこの審議の過程から、地方の委員をやはり半数導入していくべきだということを、全国知事会を通してでもきちっとこれは言うべきだと、このように思っておりますので、こういうこともぜひともやはり盛り込んでいただきたいと思うわけであります。

また2点目ですけれども、これも大きい1の(5)なのですが、この住民参画の推進というのは非常にある意味で理想的な言葉なのですけれども、一つはやはり懸念しているのが、ここに書かれている計画、決定、執行、評価という各段階において住民の意思が十分に反映させる仕組みを作らなければならないと書いてあるのですけれども、これをやってしまうと、これに深く突っ込んでしまうと行政のスピードは明らかに遅れます。今やはりスピードが求められている時代において、これをどこまでやるのかというのが非常に大事になると思いますので、十分に反映される仕組みという言葉がちょっと私引っかかっておりまして、特に、執行というのは行政がやるのですけれども、計画、決定、評価というのは、住民から選ばれた我々都議会議員が、東京都の場合はきちっと間接的にこれの計画に携わり、決定に携わり、そしてこれらを受けて行政に執行してもらうわけですけれども、評価というのはまた決算委員会という場でもさまざまかかわってくるわけでありまして、これをどこまでやるのかというのは非常にこれから難しく、この住民参画というのは非常にきれいな言葉で理想に聞こえるのですけれども、どこまでやるかによって、何でもかんでも全部やってしまうと、行政のスピードも遅れますし、では何のために我々都議会議員が選ばれたのかという、こういう問題にもなってくると思いますので、この辺もご検討願いたいと思います。

それから、最後にこれは大きい3の(4)番、非常にここを私は、特に東京都の場合は大事になってくるのではないかと考えております。特にこの地方法人課税の分割基準についてということなのですけれども、最後に事務所数の問題には触れているのですけれども、今年の上半期、大きな、これは国の水面下の議論だったと思うのですけれども、さまざまな局面で共同税ということが取り上げられました。つまり人口を基準にしてこの分割をしていくという、これをやると東京都は明らかに半分ぐらいに税収は減ってしまうわけでありまして、ここでもきちっと意義が書かれているのですけれども、法人が行う事業活動に対する課税権の帰属を決定するのがあくまでも分割基準でありまして、ここにいきなり人口という基準、つまり共同税という構想を持つてくることはナンセンスな議論であります。ただ、これを今回ここであえて突っ込まなかったという話も聞いているのですけれども、これはまだ水面下として議論があるわけでありまして、この辺のことをどうお考えで今後どう盛り込んでいくのか、この辺のことを3点にわたってお聞きしたいと思います。

【神野会長】 それでは、小委員長の方から簡単にご説明したいと思います。

【青木（宗）委員】 ありがとうございます。3点のご質問にお答えさせていただきます。

最初の一番目でございますけれども、全く東村委員おっしゃるとおりでございます。我々その部分は共通認識といえますか、合意をしております。ただし、書き込むとなると相当に大きなことになってしまっていて、例えばご案内のようにドイツですとか、フランスの上院ですとか、そういう形で地方が政治的に参加していくようなことが、恐らくかなりよい解決策なのだろうと思うのですが、例えばそういうことを書くとなると非常に大きな話になってしまいますので、我々都税制調査会としてはそこまでは書かないでおこうというのが今回の取りまとめになっております。ですから、必要に応じて将来どういう書き方ができるかにもよるのですけれども、ご質問といえますか、ご意見の趣旨は全くそのとおりでございますので、これは小委員会でも全然異論はございませんので、適切に書くか、あるいはまた別途そういうところで書いていただけるような、お役に立てるような文書にしたいなというふうに思っております。

第2番目でございますけれども、十分に反映される仕組みというところで、常々私も地方議員の方々が何かこう自信がないといえますか、議員の方まで直接民主主義的なことをおっしゃっているの、大丈夫かなというふうに思っているわけですが、今のお言葉をお聞きして、少し安心をいたしましたというか、心強い思いがいたしまして、都議会はしっかりしているのだろうなというふうに期待をさせていただいておるところでありまして、この点についても、東京都といえばやはりちょっと住民参画からすると遠いといえますか、大きいといえますか、人口が多過ぎるといえますか、なかなか難しい面がありますが、分権をする場合にはやはり民主主義的にやっていかなければいけないということで、必要項目だろうということに入った、ということでご理解いただければと思います。

第3番目で分割基準については、今、少しおっしゃっていただいたように相当にこの部分は議論しております。例えば先週ですか、財政制度等審議会の方で出た答申でも、ご指摘いただいたような人口に基づく配分、あるいは消費税の清算基準というようなものが出てきておりますが、それではナンセンスな話、理念なき改革ということになってしまいますので、当然我々としては異議を唱えますけれども、ただ今回の中間報告のように、理論的、アカデミックにまとめるときに、うわさ話ですとか、あるいはこういう水面下でという情報を書き込むことはいかがかなと、かえって品を落とすことになるのではないかと。先ほど申し上げたように、もしもそういう動きが急に強まって具体化しそうであれば、これはもう都税調としても、あるいは都議会の方も同じだと思いますけれども、異議を唱える声明なり意見書を別途提出させていただくということにしたいと考えております。

以上でございます。

【神野会長】 どうもありがとうございました。

よろしいでしょうか。国と地方の協議の場ということにつきましては、私の引き受けております地方六団体の方の新地方分権構想検討委員会、それから地方六団体の意見具申権を行使した意見書でも既に地方行財政会議を設置しろという仕組みを提案しておりますので、抽象的にしか書いておりませんが、そうした仕組みを念頭に置いているということです。

委員ご指摘のように、シャープ勧告が、委員会を設置しろと言ったときの勧告では、総理大臣が任命する委員が2名で、また、地方の知事会、市長会、町村会がそれぞれ任命する委員が3名となっています。つまり、過半数が地方代表で協議しろというふうにシャープ勧告は言っています。この間地方六団体から

出した意見書も、7名のうち、過半数は地方から、とすることで、地方団体としては非常につましく要求しているものですが、シャープ勧告がかなり影響しているということです。

それから6ページ目の(5)の住民参画の推進という表題になっておりますが、委員のご指摘になった丸ばちの一番上の「計画、決定、執行、評価」というその自治体が行う施策というプロセスですが、ここでは恐らく計画と執行を行政が担い、決定と評価を議会が担うということになるのだらうと思います。

「各段階において住民の意思が」と書いてありますので、ここは住民の意思が議会にそれぞれ執行段階でも、計画段階でも住民の意思が十分反映させる仕組みを検討するのだということを言っていることでございますので、執行する段階でも住民の意思を酌み取る、それから決定する段階、もう当然のことですが、議会その他で一つのパッケージで政策を受けておりますので、つまり多数派であったとしても、それぞれの政策については、住民の意思がどういうところにあるのだらうかということをお案して決定していただいていると思いますので、そうしたことを書いてあるというふうにご理解いただきたいと思います。

【東村委員】 この「作らなければならない」ということが書かれていますので、やられていないという印象が、ものすごく強くなるわけです。今おっしゃったように、そういう認識に立っていただいているのであれば、わざわざ「作らなければならない」という言葉は出てこないだらうと。

【山下委員】 よろしいでしょうか。

【神野会長】 はい。

【山下委員】 初めて参加させていただきます山下でございます。

これまでの経過、あるいは小委員会の先生方がまとめられていただいたものに何かこう異議を唱えるものではないのですけれども、今、たまたま東村特別委員からお話のあった、冊子の6ページ目以降の(5)と(6)、私もこれをちょっと今日は伺いたいなと思ってやってまいりました。先に東村特別委員からご発言があって、特に、この(5)のところは、先ほどの青木小委員長様からご答弁いただいたのですが、全く私は別に議員として自信がないわけではなくて、逆にこの文章というのはすごく評価をさせていただいている立場でございます。(5)のところは、例えばオレゴン州で行政評価をやっているように、3,000人規模の公聴会を開いて、逐一、細かいことをチェックしてくれなんていうことを恐らく申しではないと思うのです。ただ、例えば今東京都がやっている中で、特別な有識者の方、2名か3名という形で入っているものでは、あまりにも私は住民がチェックする仕組みとしてはどうかと。もちろん議会も重要です。ただ、今、議論が進む過程の中で、我々が都民の代表、おっしゃるとおりなのですが、何かもう、都民の代表の議会さえ通っていけば、住民の意思が十分に反映されている、というのは、どうなのかな、と。私としては、もうちょっと振り子の幅を拡げたほうがいいのではないかと、思います。また、有識者何名とか、というのでは、いくら何でも、住民の意思が反映される仕組みとしてはどうなのかな、と。私は、東京都議会においても、あるいは他の仕組みにおいても、都民の全体の意見を拾うという努力は、もちろん100%は無理にしても、もうちょっと必要なのではないかなというふう考えております。その辺、ちょっと危惧があったものですから。

あと1点、これは質問させていただきたいのですが、(6)のこの仕組みというところで、今、会長からもお話がありました、東京都がこの全国知事会の中における東京都の立場というのですか、国と地方で戦うのもいいのですけれども、地方の中でもやはり東京都がひとり勝ち論ではありませんけれども、そ

うというターゲットにされていると。我々が、東京都の主張ももちろんですけども、全国とのある意味で共闘というものをどう勝ち得ていくのかというのを、逆に勉強させていただければなというふうに思っています。

すみません、初めて来ていろいろ申し上げました。恐縮です。

【神野会長】 住民の意思が十分に反映される仕組みを作らなければならないというのは、今、委員がおっしゃったような意味で、世界的にもさまざまな制度、工夫されておりますので、特にどういうということを行っているわけではないのですが、ここについてはさまざまな仕組み、今、アメリカの例もお話がありましたけれども、スウェーデンの例では、「レミス」という関係する住民の意見を付して、議会にさまざまな条例を提出するというような仕組みもありますので、そういう表現が不適切かもしれませんが、仕組みを検討して作るということは、現在の地方議会が活性化していただき、また地方の行政が活性化していただくという流れの中ではさまざまな検討をしていくことになるのではないかと思います。ただ、都税調として具体的に出すような話ではないので、非常に抽象的に書いているということです。

今の山下委員のご質問に関連して、ここで（５）と（６）をあえて言っているのは、どうもこれまでの分権改革というのは団体自治の改革に終始していたのだけれども、これからは住民が地方自治体に参加していき、地方自治体の参加に基づいて国の政策も決まっていくというような方向性を大きく考えるような段階、つまり、団体自治から、少し住民自治も考えていく段階に入ってきたのではないかという趣旨で強調しているという程度で、具体的に都税調としてどうかというふうなことは盛り込んでいるわけではありません。地方側の意見については、これは取り入れる仕組みや何かについてはいろいろな意見がございます。小幡委員、専門家としての立場から補足していただけますか。

【小幡委員】 小委員長が言われたように国会のあり方とかを含めて、やはり本質的な問題等を含んでいるのだと思います。そこまでいかないところで何ができるかというところで、会長がおっしゃったような会議等があり得るかなと。確かに人数が同数でなければいけないというのは、私はやはり構成員としてどういうふうに仕組むかというのが、こういった仕組み、会議においては大変重要なところではないかなという感じは持っております。ただ、なかなか具体的な制度設計に移るときにどういうことまで行けるかというのは、これからの話かなという感じをちょっと持っています。

【神野会長】 それから３点目の事業税につきましては、東村委員がご指摘になったとおりでございます。この中間報告も基本的には課税の根拠、あるいは課税ベースを決定する根拠とそれから配分の論議というのは一致する方向でという書き方になっておりますので、ご趣旨に合う方向で書いているかというふうに思います。

あとご意見いただければと思いますが、いかがでございましょうか。

【森野委員】 議会代表の委員の方がこの（５）について、疑義を付せられる気持ちはわかるのですが、何でこの脈絡が入ったかという、分権の議論をしているときに、昨今、福島、和歌山、宮崎に代表されるように、非常に今全国の地方、道府県、市町村、そういうところで不祥事が相次いでいると。そういうようなときにやはりもう一度地方自治の本旨である住民自治と団体自治と、その両方についてきちっと位置づけを明確にしておいた方がいいのではないかということで、あえてこの（５）のあたりをきちっと書いたというのが経緯だろうと私は理解しています。

議会が十分住民の意思の評価を反映しながらこのPDCAサイクルの中でチェック機能を果たしているということはもちろん評価はいたします。ただしそれで十分かということについては、今の戦後60年の地方行財政制度の中で、やはりいろいろな意味での例えばパブリック・インボルブメントとか、そういうような形で直接参加を求める動きもあります。それから最近の例でいえば、自民党総裁選挙も一般の党員の投票も含めてやっているわけです。そういうようなことからまだまだ間接民主主義の代議制の意義を十分尊重しつつも、直接的な声を聴く機会というのはまだまだ模索していく段階にあるという意味で仕組みを作らなければならないと、そういう表現になっているというふうにご理解いただければと思います。

それからもう1点、皆さんの議会、議員が、都議会がきちっとチェック機能を果たしているかどうかということは、私たち東京の有権者がそれなりに個々の議員、あるいは会派の行動をきちっとチェックしています。そういう形で見守られているということをぜひご自覚いただければと思いますが、いかがでしょうか。

【東村委員】　そういう論法でいくのであればここはやはり仕組みを作る必要があるとか、そういう言葉にさせていただいた方がいいと思います。「ならない」というのは、ないということを前提とした言葉ですから、言葉じりかもしれませんが、必要であるとか、そういう言葉にしておいた方がいいと思います。

【神野会長】　どうぞ。

【原田委員】　特別委員の原田でございます。私からは大きく2点について意見と質問を述べさせていただきます。と思っています。

その前にこの中間の報告、これを拝見させていただきまして、非常に論点を絞って効果的に議論をされているなということは感じております。ただ、その中で、当然小委員会の中でもいろいろとご議論されているかと思うのですが、絞られているがゆえに、今後のその全体的な、現実的なあり方を考えていく上で少し抜けている観点があるのかなと私なりに感じましたので、そのことについてお伺いさせていただきます。と思っています。

まず1点目ですけれども、先ほど来、活発な議論が出ておりますこの住民参画の推進のところでございますけれども、当然、この税というものを取るということは、税というものを取る主体が公共サービスを行っていくということの前提になっているわけでございますけれども、今、いろいろな議論がされておりますNPOですとか、あるいはPFI、その他いろいろな仕組みの活用といったものがございまして、地方自治体のみが住民生活に深くかかわるサービスを提供し得る団体であるという時代が過ぎて、多様な団体が住民サービスに深くかかわる、こうしたサービスを提供していける能力を身につけつつあるといった段階に来ているかと思っております。そうした中でこの税の議論ということにおきましては、当然、究極的なところでいえば住民が自ら地方公共団体に頼ることなく、自らの生活を充足することができれば税を取って行政サービスをするということがそもそも必要なくなるわけでありまして、そこまで至らないまでも、例えば具体的な形としては、NPOに対する寄附控除の税制の話でありますとか、そういった形で税を取る取らないのところから、根幹的なところから含めまして、このあり方というものが今、議論になってきている時代かと思っております。

そうした意味で当然、地方自治体がかかわるべき部分についてはこうした形でさまざまな取り組みを進

めながら、積極的にできる限りのことをしていくということは当然のことではありますけれども、その地方自治体がかかわらなくて済む面もあるというところについてどのようなことをお考えなのか、これまであるいはどういう議論がされてきたのかということをお伺いしたいというのが1点でございます。

もう一つは16ページ、17ページのところに書いてありますこの偏在性の問題についてでございますけれども、当然、ここに書かれてありますように、東京は大都市でありまして、人口も集中していると。それからさまざまな活動も集中しているという意味で、当然それに見合っただけの財源というものが必要になってくるということは確かでございます。ただ、この偏在性の議論をするときに、財政需要というものを東京に限りなく引きつけていくということが果たしてよいのかどうか、ということがまた出てくるかと思えます。この議論をするに際しまして、東京以外の地域が疲弊してしまうことによりまして、かえって東京の負担が増していくというようなことになれば、これはまた目先のことを考えて、その先の東京の存立基盤を危うくしてしまうということにもなりかねないわけでございます。現段階におきましては、東京において必要な分というものをしっかりと確保していくということは、ぜひとも必要な論点かとは思いますが。これから長期間にわたりますので、議論を続けていくに当たりまして、この例えば17ページの下から二つ目のポツですか、「個別税目で解決することではなく、他税目との組合せや地方交付税の配分等のあり方も含めた」ということで書いてございますけれども、東京にとってどういうバランスが一番適切なのかといったあたりについても、これから検討をしていくべき課題なのではないかなと思っております。

以上、2点でございますけれども、今回の取りまとめにおきましては、特に国対一般的な意味での地方ということでまとめていただいておりますけれども、その地方の外にある地方と住民の関係をどう考えるか、あるいはその地方の中でのバランスというのはどう考えるかというあたりについて、これまでの議論の経過、それからこれからの方向性といったところをお伺いさせていただければと思います。

【神野会長】 最初のご質問ですが、住民参加ということについては、先ほどの議論と結びつくかもしれませんが、公共サービスの生産などに住民が参加していく、これは参加民主主義の重要なポイントになり、昨今、注目をされているところだと思います。私もそういった方向について否定するというような方向で小委員会は意見が出たわけではありませんが、そうしたことはやはりグラスルーツ、住民の側から出ていくということが重要だろうと思えますし、それからゆとりと豊かさとかというようなことを考えている背景にある考え方は、キャッチフレーズとして「新しい公共」と言われているその領域に、地域の人々がすべて参加できるようなことを保障するという意味でも、公共サービスの意味は大きいということです。労働市場などが、パート労働とそれからフルタイム労働とか分断してしまっていて、格差が出ているということが今、問題になっていますが、労働市場に参加するときにも、公共サービスがきちっと機能していないと、家庭内での育児とか養老とかというような仕事をやりつつ労働市場に出ていく人とそうでない人との差ができてしまうわけです。ですから、NPOとかそうした市民組織にだれもが参加できるという条件を保障するという任務も公共サービスにあって、それが保障されないと、へたをすると19世紀の市民社会のように、財産と教養のある人だけが暇があって出ていってしまうというようなことになりかねないということは危惧しておりますので、そこは都税調の MATER でもないので、少し抽象的に書いてきているところだということだと思います。

後者の偏在性については、小委員長の方からちょっと議論の紹介をしていただけますか。

【青木（宗）委員】 原田委員ご指摘のとおりであるという認識で、我々議論を実は相当しております。偏在性、これは恐らく東京都の税制調査会としては出すべき一番の答えになるのだろうと思うのですが、理論的な部分からいえば、ご指摘のように東京問題はやはり緩和しなければいけませんので、税、という形ではなくて、地方交付税も含めて、当然財政調整的な仕組みが必要であるというところは共通認識にはなっております。ただ、この先に行きますと政治的な問題にもなりますので、どのタイミングでそれを我々が発言できるのか。学者としてこうだと言いたい部分と、やはりこういう調査会としての立場というのと、かなり苦しいところで委員全員が議論をしてきております。

ですので、中身については相当に詰まってきたりまして、例えばどういうやり方があるのか、どういう解決方法があって、どの程度やればどうなるということも含めて、タイミングを見はからってぜひお出しをさせていただきたいなというふうに思いますし、これは、政治の部分もありますので、ぜひむしろ都議会の先生方からいろんな意味でご支援、あるいはお教をいただけるとありがたいのかなと思っております。

今年のこの中間報告でお出しをさせていただいたのは、東京問題と言えば地方法人課税の偏在性ですということになりますので、この部分については法人事業税の外形標準課税を拡大すれば偏在性は低下しますよと。これは明確に実証的な数字が出ておりますので、今、4分の1で、さらにその3分の1は資本金になっておりますけれども、付加価値の部分でこれをどんどん半分とか100%にしていけば、相当に偏在性は低下するというところまではお答えとして出て、書いてあります。

その先になりますと、今度は税の問題というよりも財政調整の問題ですので、今むしろ地方の方がだまされているのは、先ほどもお話ありましたけれども、国の方で、もう財政が厳しいので、地方にお金を渡せないから地方税の中で調整をなささいというような乱暴な議論になってしまっているわけです。これについては都税制調査会としてはおかしいと。これは地方税なのだから、税で調整するのはおかしい。ただしそれを解決する方法として今のように外形標準課税を拡大することがありますよと。さらにその先についてはもうこれは税の問題ではなくて、財政調整として地方交付税なりあるいは別な調整の方法、しかも民主的な、先ほどから議論されているように地方が参加したような形で地方が決定をする財政調整制度を作らなければいけないというのは、小委員会の総意だというふうに思っています。

【神野会長】 いかがでございましょうか。ほかにご意見。どうぞ。

【曽根委員】 特別委員の曽根です。

私からは2点ほど、質問というよりは今後、まだ議論が継続されるということについての要望をさせていただきます。

一つは先ほど来、お話があるように国と地方の関係での引き続き税源移譲を進めていくということの中で、この6ページのところにも書いてありますけれども、財政力の弱い団体についての調整機能が必要だという指摘があって、単純に東京都だけが都合がよければいいのではないという指摘が非常に重要だと思います。東京都ひとり勝ち論というのがありますが、私はやはり自分のふるさとでもあります北海道の夕張市のような事態が、決して住民が選んだ道ではないはずなのに、そういう事態に至ってしまったということについて、少なくとも国と地方の税制を考えていくのであれば、あの事態をいわば解決していく、税

制だけで解決できるものではもちろんないわけですが、解決のために資するような税源のあり方、税源の移譲のあり方や税制のあり方を考えるべきだろうということから、ここで書かれているようにさまざまな住民参加の仕組みだとか二次的なシステムということも反映しているのかなというふうに期待をさせていただいているところです。

何よりも私今大事だと思うのは、国が主導で移譲するのではなく、地方自治体間の何らかの調整機能、つまり地方自治体が主体的に調整機能をつくり上げていくという、そういう場が必要であろうと。それが現状では全国知事会の様子を見ても余りちゃんと確立されてはいないということから、その点についてのぜひ積極的なご議論と提言があればなと思うのが一つです。

それから法人課税のあり方については、この歴史も含めて非常に勉強させていただきまして、また引き続き勉強したいと思っているのですが、ここで指摘されていることで重要だと思うのは、一つは平成16年度の法人二税の税収が全国7.2兆円ですか、そのうち、都税収が4分の1を超えているということで、一方で少ない高知県との対比が16ページに書かれていますけれども、この問題がやはり放置はできないのではないかと。法人税引下げの議論が国の方でもありますので、私は法人税の引下げの話を地方にまで持ってくるようなやり方ではなく、全体として法人税源というのをやはり地方の格差の是正にどう活用できるのかという、先ほどの調整の話にも含めて、必要な課税強化もあってしかるべきという立場から議論を期待しているわけです。

15ページのところには日本の法人の実効税率が社会保険料を加えると必ずしも高くないよという話も指摘されていて、そのとおりだなと思いますし、税額そのものを見ても各種の引当金だとか開発に対しての補助金等々で、実効税率そのものだってかなり低いのではないかと私たちは見ているのですが、そういうことも正確に見定めた上での議論をぜひお願いをしたいというふうに思っております。これは質問というよりは今後の議論についての要望とさせていただきたいと思います。

それから一つだけ、これは前の都税調でも意見を言いましたが、引き続き税源移譲を国に求めていく財源としての消費税については私ども異論がありますので、これについては一言だけ言わせていただきます。以上です。

【神野会長】 これについてコメントいただければ、何かコメントが特にあれば。

【青木(宗)委員】 ありがとうございます。ご指摘いただいたご意見、貴重なところだと思いますので、これからの審議に反映させていただきたいと思います。

【神野会長】 ほかにいかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これは中間報告でございますので、何か細かな表現で、修文するということでもないので、ご意見を今伺いして、不適切だと思われるところは最終報告の中の表現ぶりその他でできれば対応したいというふうに考えております。

今後、私どもがこの税制調査会として検討していかなければならないさまざまな視点をご指摘いただいたと思いますので、そこを生かすような形で今後の議論を進めていきたいというふうに考えております。

この18年度の間接報告(案)につきましては、これで原案どおりお認めいただいたということにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(「異議なし」の声あり)

【神野会長】 それでは、ありがとうございました。ただいまご承認いただきましたので、原案どおりに決定させていただきたいというふうに思います。

この平成18年度東京都税制調査会中間報告(案)につきましては、後日(案)をとった正式なものを事務局の方から委員の皆様方にお送りしたいというふうに思っております。

なお、この都税制調査会は地方税制の重要課題について、今後さらに議論を深めていきまして、2年後には答申として具体的な提言を取りまとめていくこととなりますので、委員の皆様方には引き続きご協力をお願いしたいと思います。

それでは事務局の方から一言お願いできればと思います。

【主税局長】 主税局長の菅原でございます。事務局を代表いたしまして一言御礼のごあいさつを申し上げます。

ただいま本年度の中間報告を取りまとめていただきました。まことにありがとうございました。

また、神野会長を初め、委員の皆様方には大変お忙しい中をこの調査会の運営にご尽力、そしてご協力を賜りまして、心から御礼を申し上げます。

本年度は地方財源の充実確保が不可欠であるとの立場から、主に地方法人課税のあり方につきまして、理論的、実証的な見地から熱心なご議論をちょうだいいたしました。東京都といたしましても、全国の自治体等と連携を図りまして、地方税財源のより一層の充実に向けまして全力で取り組んでまいります。委員の皆様方におかれましては、まことに忙しいこととは存じますが、引き続き税制の重要課題につきましてご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

本日はまことにありがとうございました。

【神野会長】 それでは以上をもちまして本日の予定を終了させていただきたいと思います。

最後に私の方から御礼を申し上げます。

委員の皆様方にはこの中間報告をまとめるに当たりまして、ひとかたならぬご協力をいただきました。本当にありがとうございました。さらに特別委員の皆様方には、今日も建設的なご意見をたくさんいただきましたことを深く感謝申し上げます。また事務局の皆様方には大変私どもの方から調査や資料提出などにつきましてわがまを申し上げました。また、勉強もというと失礼ですが、多くの研究もやっていただきましたことを深く感謝を申し上げる次第でございます。まだ折り返し地点といっても3分の1しか行っていないところでございますので、引き続きご協力をいただければと思います。

さらに今日もご議論に出ておりましたけれども、東京都の日本の地方団体における位置は大変重いと私は思っておりますので、事実上、経済的にも政治的にも日本の中心である東京都がこれからの地方自治体のあり方、ひいては日本の国のあり方を引っ張っていくという使命があるというぐらいの覚悟で臨んでいく必要があるというふうに考えております。中央政府の方では地域間でこれだけ格差が広がると、もはや地方自治体、地方公共団体はまとまることのできないだろうというふうに言われておりますが、まとめることができるか、まとめることのできないかは東京都にかかっているというふうに言っても言い過ぎではないと思います。格差ができたときに二つの反応があって、なぜ自分よりも恵まれているものがあるのかという反応と、もう一つは自分と同じように努力をしているのににもかかわらず、なぜ貧しい者がいるのかというふうに問うという反応が二つ起きますけれども、格差を超えて日本の国民の幸福、それはひいては

東京都民のことで考えようとするれば、東京都がリーダーシップをとって、少なくとも交響楽団を演奏する指揮者のように、不協和音が出ないような形で、地方公共団体のリーダーシップをとっていくということが一層望まれる時期に来ているのではないかというふうに思います。いずれにいたしましても、本日このような形で中間報告をお認めいただいたことを深く感謝を申し上げます。

本日はお忙しい中、ご参集いただきまして本当にありがとうございました。

これをもちまして閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。